

# 環境保全活動、環境保全の意欲の増進、 環境教育に関する取組の状況

## 1. 環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のこれまでの進展

### (1) 環境保全活動のこれまでの進展

これまで、高度経済成長期の公害問題への取組や野鳥観察会などの自然観察活動、ナショナルトラスト活動など、民間団体等の自発的な取組である環境保全活動が進められてきました。

世界的にも環境分野におけるNGOの活動は無視できないものとなっていました。平成4年(1992年)開催された国連環境開発会議において採択されたりオ宣言においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組の重要性がうたわれ、民間団体等による取組が環境保全にとって不可欠であるとの認識が明らかにされました。

国内においても、阪神・淡路大震災やナホトカ号重油流出事件の際の市民のボランティア活動やNPO等の目覚ましい活動により、市民やNPO等が公益の重要な担い手として認識されるようになりました。

これらを踏まえ、特定非営利活動促進法(NPO法)が制定され、自発的な環境保全活動の担い手としてのNPOの制度化が進んでいます。また、都市緑地保全法、自然公園法等NPO等を自然環境の管理の担い手と位置付ける制度の導入も進んでいます。指定管理者制度を活用し、NPO等に環境保全活動や環境教育のサポートセンターの自律的な管理を任せる例も出てきています。こうした制度化によりさらに、自発的な環境保全活動に進んで取り組みたいとする人の数が増えるという好循環がみられています。

また、従来からの公益の担い手である行政や、社会的責任を意識する事業者は、こうした市民のボランティア活動、NPO活動との連携を模索しています。

特に地域での環境保全のための活動にとっては、地域の市民や民間団体が参加し、地域の環境を保全、改善していくことが大切です。地域ぐるみで地域の環境を守り、よくしていこうとする地域の動きは、地域のかげがえのない環境とあいまって「地域環境力」として捉えることができます。

### (2) 環境教育のこれまでの進展

我が国における環境教育は国立公園における自然保護教育として1940年代に始まりました。

1960年代に入り、公害問題が激化すると公害教育が始まりました。1967年(昭和42年)に「全国小中学校公害教育研究会」が設立され、1975年(昭和50年)には「全国小中学校環境教育研究会」と改称し、学校現場での環境教育の推進に取り組みられてきました。また、1968、69年(昭和43、44年)の小・中学校学習指導要領の改訂において、社会科、保健体育科に公害に関する内容が取り上

げられ、その後、学習指導要領の改訂ごとに、各科目における環境教育にかかわる内容の充実が図られてきています。

1973年(昭和48年)に策定された「自然環境保全基本方針」では「学校や地域社会において環境教育を積極的に推進する」ことが明記されました。

また、野鳥観察などの自然観察を中心とした環境教育も民間団体を中心に取組が進められました。平成4年(1992年)には広がりつつあった自然学校関係者が中心となって「日本型環境教育の提案」が発表され、自然体験を中心とした環境教育の考え方、手法が提示されました。

国際的に見ると、環境教育は、1972年(昭和47年)のストックホルム人間環境宣言において「個人、事業者、地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動をとるための基盤を広げるために必須のものである」と規定され、その重要性が指摘されました。その後、1975年(昭和50年)に開催された「国際環境教育会議」での「ベオグラード宣言」や1977年(昭和52年)に開催された「環境教育政府間会議」での「トビリシ勧告」によってその内容が明確にされてきました。その中で、環境教育の目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

また、1992年(平成4年)のリオサミットで持続可能な開発の実現に向けて様々な分野で取組を進めることが合意され、アジェンダ21として取りまとめられました。これを受け1997年(平成9年)の「環境と社会に関する国際会議(テサロニキ会議)」では、その宣言(テサロニキ宣言)の中で、環境教育の目的である持続可能な開発には環境と不可分の関係にある経済、社会、文化がかかわることから、環境教育を「環境と持続可能性に関する教育」として捉えるべきと宣言されました。環境教育は持続可能な社会づくりを視野に入れて推進されることが国際的に合意されています。リオサミットから10年後の2002年に開催されたヨハネスブルクサミットでは、日本は国内NGOの提言を受けて、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の採択の検討を国連総会に勧告するよう提案し、サミットの成果文書である実施計画に盛り込まれました。そして、2002年(平成14年)末の国連総会において「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議が採択され、国内外で2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」に向けた準備が進められています。

学校教育では、昭和44年の中学校学習指導要領で環境にかかわる内容が取り上げられて以降、改訂ごとにその充実が図られてきています。また、1991年～1992年(平成3年～4年)にかけて環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した「環境教育指導資料」(小学校編、中・高等学校編)が作成されました。平成14年度から順次実施している新学習指導要領においても、社会科、理科などの各教科等において環境に関わる内容が位置づけられているとともに、その一層の充実が図られています。また、新設された総合的な学習の時間にお

いて、体験的・問題解決的な学習を通して、環境問題について、教科横断的・総合的な実践が行われています。

いのちの大切さを教えることも環境教育に期待されている大きな役割です。大人だけではなく子供にも、国の内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られるようになっていきます。環境教育により、自然の中でいのちあるものに触れ、生命の感動を得て、人間として命の尊さを尊重する心を育むことが期待されています。また、この地球上で生命を持つ生き物は相互に係わり合い、支え合う存在であると感じ、理解することにより、社会全体が生命を大切にできるようになることが大切となっています。

## 2．環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育の現状と課題

### (1) 環境保全活動に関する現状と課題

#### 国民一人一人の環境保全活動

地球温暖化、循環型社会の形成、自然との共生などの環境問題の解決のためには、国民一人一人が省エネルギー、ごみの減量、自然とのふれあいの機会の充実などを日常生活の中で取り組んでいく必要があります。こうした問題への関心が着実に高まってきていますが、実際に出費が増えたり、多少不便になってもより進んだ環境配慮を心がけている人は、あまり多くはありません。さらに一步進んだ環境保全活動への参加については、実際に参加したことのある人の数はさらに少なくなり、関心や意欲が行動につながっていない現状にあります。

#### 民間団体による環境保全活動

民間団体による環境保全活動は盛んになってきています。NPO法人については、平成10年(1998年)の特定非営利活動促進法の設立以来、急速に認証数が増加しており、その半数程度が環境保全を目的に活動しています。

このような環境保全活動に取り組む民間団体の多くは、規模が小さく、地域に密着した活動を行っています。地域の環境問題について、地元中心の活動を行っており、環境教育や地域の清掃や自然管理活動などで活発に活動をしています。

一方、全国的又は国際的に活動を行う団体も、数は多くないものの着実に活動を進めてきています。国際的にはヨハネスブルクサミットや国際環境条約の締約国会議へ参加しています。また、様々な政策の検討に当たって行政と対話を重ねるようになってきています。

こうした団体は、活動の広がりが十分ではないことが大きな課題です。市民

に共感を得るよう情報を発信しながら成果のある活動を進めること、それを進める十分な資金、人材を確保すること、活動に必要な情報を取得できるようになることなどが、民間団体がより活発に活動するために必要となっています。

## **事業者の環境保全活動**

現在、事業者の社会的責任について関心が高まってきています。その中でも環境保全への取組は大きな部分を占めています。大規模な事業者においては、経営戦略として、また社会貢献活動として環境問題への取組を積極的に進めようと考えています。

しかし、多くの事業者では清掃活動など従来からある活動を行っており、手間や負担の多い環境保全活動を行っているのはまだまだ少数の事業者が行うにとどまっています。

一方で、規模が小さい事業者ほど環境保全への取組が遅れている事業者が多くなる現状にあります。人的、資金的制約の大きい中小の事業者にとって、どのような取組があるかから模索する必要があり、どのように取り組んでよいかわからないという課題が大きく、取組が進みにくい傾向にあります。

## **環境保全活動を進める上での各主体の連携、協力**

各主体と連携、協力していくことは、環境保全活動を効果的に進めていく上で重要です。環境問題に取り組む民間団体は、地方公共団体や他の団体などと連携、協力を進めるケースが多くなっています。しかし、事業者と民間団体との間の連携、協力は、まだ多くはありません。

また、連携、協力を効果的に進めるためには、その事業についての目的や手法などに関する共通の理解を築いていく必要があります。また、共通理解に達することができるようなコミュニケーションが不可欠ですが、そのための機会や手法はまだまだ不十分です。

## **(2) 環境教育及び環境保全の意欲の増進に関する現状と課題**

### **学校教育及び社会教育における環境教育に関する現状と課題**

学校や社会における環境教育は、国際的な動きを踏まえつつ、国内でも取組が進められてきています。以下に掲げるように、環境教育の質をいかに高めるか、また持続可能な社会を目指す教育として、環境と経済社会とのつながりをいかに教えるかが重要な課題となっています。

#### **ア 様々な場における環境教育**

環境教育を推進していく上で学校教育の役割は大きいものがありますが、同時に、生涯にわたりあらゆる機会を通じて、環境の保全についての理解と関心を深めることができるような条件整備が図られることも必要です。

今日、国、都道府県等の地方公共団体は、青少年や成人を対象に、環境教育の各種施設の整備、こどもエコクラブ事業等による機会の提供などを行い、地域における環境教育・環境学習に対し支援を行っており、各地域は、そうした支援を活用しながら、それぞれの地域の実情に応じた様々な環境教育・環境学習を行っています。

環境保全の意欲の増進のためには、大人たちが率先して環境教育・環境学習を行う必要がありますが、今後とも地域全体で環境教育・環境学習に取り組む必要がありますが、地域によっては必ずしも十分な質が確保されていません。また、完全学校週5日制の実施に伴い、次世代を担う児童生徒への環境教育を推進するために、今後、家庭や地域社会における多様な体験活動の場や機会の充実に更に図ること等が求められています。

一方、民間団体、事業者等は、所有している森林などをフィールドとしたり、展示施設を活用したりして、環境教育・環境学習を行うための場や機会の提供を行っています。また、子どもたちが一定期間泊まり込んで自然を体験する自然学校も数多く開講され、様々な環境教育プログラムが実施されています。こうした環境教育のための施設は、かなりの数置かれるようになってはいますが、その情報が適切に学校や地域の教育関係者に伝わっていない状況も見受けられます。

## イ 学校における環境教育

持続可能な社会を構築していくため、特に次世代を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要であり、その際、全国どの地域にあっても全員が共通して学ぶ義務教育等が果たす役割は大変大きいものがあります。

今日、学校教育においては、子どもたちが環境について正しい理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科等の各教科や道徳、特別活動、「総合的な学習の時間」において、身近な地域の環境問題の学習や、豊かな自然環境の中での様々な体験活動を通じて自然の大切さを学ぶ学習など、様々な取組が進められています。

環境教育を実施するに当たっては、教科間の関連付けや社会とのつながりを確認しながら、体系的に実施することや異なる年代間の連携が大切です。このような取組により、生涯にわたって環境に関する学習を続ける基礎を培うことが期待されます。

また、国においては、近年の地球規模の環境問題に対し、学校施設についても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、文部

科学省、農林水産省及び経済産業省が協力して、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進してきたところです。また、このような環境に配慮した施設を学校の児童生徒のみならず、地域住民の環境保全への理解に生かしていくことも求められています。

## ウ 学校の教育職員の資質向上

国においては、に対する環境教育に関する研修として、環境教育について指導的な立場に立つ教員を対象とした「環境教育担当教員講習会」の実施、地域において環境に関する活動を実践しているリーダーと学校の教員等を対象に、基礎的知識の習得と体験学習を重視した研修を行う「環境教育リーダー研修基礎講座」等の研修会の実施や「環境教育指導資料」の作成等を通じて、学校教育に係る教育職員の資質向上のための措置を講じてきました。

また、環境教育に熱心な教員等が自主的に研修を行う研究会等においても、学校における先進的な環境教育の取組事例の紹介・研究を行うことによって、環境教育の一層の発展に取り組んできました。

更に、大学の教員養成課程においても、環境教育実践研修で先進的な環境教育の取組が行われています。

このように、教員の一部が、研修・研鑽を積む等の自主的な創意・工夫に基づいて、環境教育に取り組む一方で、それがさらに広く行き渡るよう、環境教育に係る教員の資質の向上の一層の取組が必要です。

## エ 人材の育成等とその活用

国においては、「環境教育リーダー研修基礎講座」等による地域の環境学習リーダーの育成、公害防止管理者などの環境に関する資格制度や環境カウンセラー、パークボランティアや化学物質アドバイザーなどの登録制度などがあります。

地方公共団体においても、地球温暖化防止活動推進員の委嘱、環境アドバイザーや環境リーダーの育成・登録などが行われています。また、住民向けの講座や研修を行っている地方公共団体もあり、その中には、環境保全の知識に加えて、組織管理・調整能力などの指導者として必要な能力まで育成しているものもあります。

民間においても、自然観察等の分野や、省エネルギー・ごみの減量化の分野で人材育成のコースや認定事業を運営する団体が数多く見られています。また、様々な分野で自然体験活動を行う団体が連携して共通カリキュラムを定め、その共通カリキュラムを取り入れた研修によって育成された人材を登録し、その活用を図る仕組みが作られています。

現在、学校教育においては、教員免許状を有しない優れた知識や技能等を有する社会人を非常勤講師に充てる特別非常勤講師制度等を活用して、このよう

な環境に関する外部人材の活用が進められており、環境カウンセラー等の環境に関する専門家や事業者の従業員等が外部講師として派遣され、環境教育プログラムを実施している例も見受けられます。地方公共団体においては、学校が環境に関する専門家を外部講師として活用する場合の財政的支援措置を定めているところもあります。

しかし、学校や社会における環境教育・環境学習に関する人材の確保はまだまだ難しく、外部講師を活用した際には、カリキュラムづくりに手間をとる等有効に活用できず、かえって教員の負担が大きくなることもあります。このため、外部人材の育成に加えて、その有効な活用のための検討が必要です。

## オ プログラムの整備

国・地方公共団体は、自然環境、廃棄物、エネルギー等の様々なテーマの環境教育プログラム集や地域の特性を生かした環境教育の副読本を作成しており、学校や地域社会における環境教育の現場で活用されています。また、環境NPO等の民間団体等は自然環境や生活環境を題材にして、様々な環境教育プログラムを実施しています。更に、事業者はe-Learningプログラムなど、ITを活用した従業員向けの環境教育プログラムや地域住民等を対象にした自己の所有地を活用した環境教育プログラムの整備を行っています。

こうした環境教育プログラムを実際の環境教育の場できちんと活用するためには、国が環境教育プログラムを開発するとともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれ開発した環境教育プログラムについて環境教育・環境学習を行う年齢や理解度に応じた体系化を行い、情報の共有を図ることが効果的です。また、こうした教育プログラムを活用できるような指導者を併せて育成する必要があります。さらに、国、地方公共団体、民間団体が環境教育プログラムを開発し、実施する際に、学校と地域との連携が大きな課題となっています。

プログラムの内容としては、自然環境や生活環境について知識を得るためのプログラムがほとんどで、そこから一歩進んで、環境問題の解決のために自ら考え、具体的な取組へと結び付けていくことを助けるプログラムはあまりありません。

また、環境教育プログラムが開発されても、それが実際にどのように活用されているかの検証・評価があまり行われていないといった課題もあります。

## カ 情報の提供

国、地方公共団体等は、環境白書、広報紙、マスメディア、インターネットの活用や、環境関係イベントを開催することで環境教育に関する情報提供を行ってきました。また、民間団体や事業者も自らの環境に関する環境保全活動の実績や環境報告書等を取りまとめ、自らのホームページ等を活用して、積極的に公開しています。

しかしながら、こうした情報は必ずしもそのまま使いやすいとはいえず、よりわかりやすい情報の提供が求められています。

また、環境教育・環境学習に関する情報の収集・整理がされず散在しているため、適切な情報を得ることが容易ではなく、**情報の収集とわかりやすい提供体制の充実が求められています。**

## **キ 各主体の連携**

環境教育においても、地域社会の専門家や事業者、博物館などの社会教育機関の関係者などと連携することにより、より深い知識や体験を得ることができ  
ます。

国・地方公共団体においては、こうした事業者・NPO・行政等の各主体の  
連携を図るための事業の実施や連携を支援するための拠点の整備を行ってきま  
した。その機能を有効に発揮するためには、施設だけではなく、その施設を活  
用して各主体をつなぐコーディネーターが不可欠です。こうした人材はまだま  
だ不足しており、また各主体をつなぐ手法などについての普及が進んでいま  
せん。

さらに、地方公共団体内の環境部局と教育部局をはじめとする環境教育に関  
わる部局の連絡調整が十分に図られていないことが、各主体の連携の障害とな  
ることもあります。

## **職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する現状と課題**

### **ア 国等の職員に対する環境教育等**

国等の職員に対する環境関係の研修としては、各省庁の研修の中で実施され  
ています。環境省の環境調査研修所では、国や地方公共団体、特殊法人等の職  
員を対象に、研修を行っています。人事院で行う研修の中で、環境に関する講  
義などが実施されているほか、国土交通大学校においては河川環境研修、公園・  
緑化研修を実施するとともに、環境に配慮した建築等に関する講義を取り入れ  
るなど、環境保全を主目的にした業務に携わらない職員に対する環境教育も行  
われています。

さらに、環境省では職員が環境に関するボランティア活動を自主的に行う意  
欲を高め、支援するため、環境ボランティア研修を開催しています。

こうした研修は、職員に広く環境教育を進めるとの観点からは、研修数、研  
修参加者はまだまだ限られています。

さらに、職員が休日等を利用して取り組む自発的な環境保全活動を促進する  
ため、職員への情報提供や研修等を行う必要があります。

## イ 事業者による従業員向け環境教育等

事業者においては、その多くで従業員に対する環境教育を実施しています。さらに、従業員が休日等を利用して、環境に関するボランティア活動に取り組む意欲を高め、支援するため、研修制度や表彰制度、ボランティア休暇制度を設けている先進的な事業者もあります。

しかし、定期的な環境教育を行っている事業者は多くはなく、また中小の事業者では、従業員への環境教育は十分行われていません。

また、環境法規の遵守に必要な知識の教授だけではなく、事業者の社会貢献や事業者の社会的責任として環境問題に積極的に取り組むため、従業員に必要な知識、判断能力、意欲を育むという視点からの環境教育が必要となっています。そのため、こうした人材育成の経営戦略への組込、教育のカリキュラム、ノウハウの整備、指導できる人材の確保が課題となっています。

また、従業員がボランティア活動など自発的な環境保全活動に取り組むことができるよう必要な情報の提供などの仕組みをいかに構築するかが課題となっています。

### 人材の育成、認定事業に関する現状と課題

前述したように現在、国、地方公共団体、民間において、環境保全に関して知識や指導能力を持つ人材の育成や認定が多種多様な分野ややり方で行われています。

しかし、その情報が体系的に提供されていないために、どの分野で、どのレベルの指導を行える人材が、どこにいるのか十分な情報が無く、せっかくの人材制度が十分に活用されていない状況にあります。

### 拠点機能の整備に関する現状と課題

環境省と国連大学が共同で設置した地球環境パートナーシッププラザでは、各主体の間のパートナーシップ作りを支援するため、関係する情報や資料を収集・提供、情報交換や意見交流するための場の提供を行ってきました。全国地球温暖化防止推進センターでは、地球温暖化の防止に寄与する活動を促進するため、情報提供、研修等を行っています。また、自然公園、国営公園をはじめとした公園緑地、河川、港湾、森林等でも、NPO等と連携しながら自発的な取組を支援する取組を進めています。近年、NPO活動が社会的に認知されてきたこと、活動の支援センターが全国各地で広がってきたことなど民間活動が進展していることを受け、今後は、よりパートナーシップの促進に焦点を当てていくこと、世界、全国、地域の各レベルでの取組・情報をつなげていくことが必要です。

地方公共団体においては、都道府県・政令指定都市では環境に関する拠点施

設の整備が多く見られていますが、それ以外の地方公共団体ではほとんどが環境に関する拠点施設を持っていません。整備された拠点施設の活用についても、指定管理者制度を活用し民間団体が運営することなどによって、効果を上げているケースも増えていますが、まだ多くの拠点が必ずしも有効に活用されていません。

また、文化、芸術、社会教育、福祉、防災、広報など環境以外の目的で作られた拠点もあります。さらには、NPO等が設置運営する拠点も増えてきています。こうした数多い拠点間の連携、役割分担が大きな課題となっています。

さらに、拠点として機能を十分発揮するためには、必要な情報を提供し、関係者をつなぎ、パートナーシップ作りを効果的に支援するコーディネーターの役割を果たす人材が必要となっていますが、こうした人材が十分ではないという課題があります。

## 民間による土地等の提供に関する現状と課題

ナショナルトラスト活動として、すぐれた自然や景観が残されている土地を所有者から寄附や遺贈などの形で譲り受けたり、買い取りや賃貸借協定を結んだりすることで、民間団体が保全する取組が全国各地で行われています。このような取組では、多くの場合、自然観察会やエコツーリズムなど自然体験の場として活用されています。

このようなナショナルトラスト活動など民間団体が行う取組では、土地の取得や管理のために必要な資金の確保が大きな課題となっています。資金を確保するためには、全国的な支援の輪が広がる必要がありますが、このような民間団体の取組がその地域周辺の住民にしか知られていないことが多くなっています。

さらに、このような民間団体の取組を支援するためには、緑地等の保全のため土地の寄附や遺贈を望む地権者や緑地等を保全のために寄附などによる支援を希望する市民の気持ちにこたえるために、将来に渡って継続的に緑地等の保全が図られるという制度的な保証や税制上の優遇措置が必要であり、自然公園法や都市緑地保全法で優れた自然環境や緑地などを保全する地域や地区を指定し、その地域や地区内の土地に関して、一定の税制上の優遇措置が講じられています。しかし、税制上の優遇措置について、十分な周知と理解が図られておらず、広く活用されていません。

また、都市緑地保全法に基づく管理協定制、自然公園法に基づく風景地保護協定制では、地方公共団体やNPO等が自然環境や緑地の保全、管理に当たることとされ、一定の税制上の優遇措置等が行なわれています。

一方、いくつかの事業者では、社会貢献活動の一環として、自社の土地や建物を体験活動の場として、提供しています。例えば、近隣の学校の生徒や住民、観光客等に工場の見学をしてもらい、省資源や省エネ、廃棄物の減量化やリサイクルの仕組み、汚染物質を除去する仕組みについて学習してもらっています。

規模の大きな事業者の中には、所有する土地に環境学習施設や自然体験活動の場を整備し提供する事業者もあります。そのような事業者では、環境学習施設の運営のためのスタッフを独自に育成したり、自然体験のノウハウを持つ民間団体と連携して自然体験プログラムを提供する事業者もあります。

しかし、事業者が行う土地や建物の提供では、事業者側には土地や建物を保全管理し、安全を確保しながら、自然体験や環境学習などを効果的に行うノウハウや資金が不足していることが課題となっています。

この他、民間団体や事業者が自前の施設を構えて環境保全活動に対する支援を行ういわゆる民設民営の拠点機能の事例が出てきており、行政の拠点機能との連携、協力と適切な役割分担が求められています。

## **各主体の適切な役割分担、連携、協働取組の在り方の周知に関する現状と課題**

各主体の適切な役割分担、官民の連携、各主体の協働での取組は、パートナーシップでの取組として進められるようになってきました。地方公共団体では、パートナーシップでの施策、事業のための制度化の動きが活発になり、条例、指針、ガイドラインなどが作成されるようになりました。

また、環境省では、地球環境パートナーシッププラザを通じて、環境パートナーシップの促進に向けて、関係者が集まって施策について意見交換する機会を提供しています。また、環境パートナーシップについての事例収集と情報発信を行うことで環境パートナーシップの普及を図ってきました。さらに、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを事業実施主体が住民参加で進めるための手引書を発行したり、化学物質とそのリスクについて関係者が、情報の共有及び相互理解を促進する場を設置している他、住民、行政、事業者がコミュニケーションを図るためのツールやマニュアルなどを作成しています。国土交通省では、「川に学ぶ社会を目指して」「河川管理におけるパートナーシップのあり方」などについてとりまとめを行うとともに、「公共事業の実施に関する住民参加手続きガイドライン」の作成を行っています。さらにはアドプトプログラムにより、河川管理者と地方公共団体、市民が協定を締結し、一定区間の河川において清掃活動などを行う市民団体の活動の支援を行っています。

連携、パートナーシップでの取組を具体的に進めていくためには、各主体間の連絡や調整を行う人材（コーディネーター）や各主体間の対話を促進していく人材（ファシリテーター）が必要となります。環境省では、これまで、市民や事業者の環境保全活動に対する助言・指導を行う環境カウンセラーの登録を行ってきましたが、この環境カウンセラーの役割として、新たに環境パートナーシップの促進を図るためのコーディネーターやファシリテーターとしての役割も期待するよう明確に位置づけるようになりました。また、化学物質とその環境リスクについて中立的かつ客観的な情報を提供することによりリスクコミュニケーションを推進する化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的

に行う事業も進められています。民間においても、コーディネーターやファシリテーターを養成するための講座が開かれるようになっていきます。

パートナーシップや協働という言葉は、様々な場面で使われるようになり、普及は進みましたが、協働の進め方についての共通理解が関係者の間で必ずしも共有されているわけではありません。

地方公共団体が作成している協働の指針やガイドラインの策定の動きは、このような協働の在り方の理解を地方公共団体がNPO法人などの民間団体と進める協働の現場で進めるために作成したものです。関係者間の合意のもとよりよいものとしていく必要があります。

実際に、協働の在り方を周知し、協働を進めていくために必要なコーディネーターやファシリテーターといった人材の育成については、行政においても、民間においても始まったばかりであり、そのような人材の質も量も不足しています。

### **情報の積極的公表に関する現状と課題**

各主体が参画して環境問題への取組を進める上では、関係者の間で必要な情報を共有することは不可欠です。そのため、必要な情報を有する主体はその情報の共有に積極的に努めなければなりません。

事業者においては、環境についての取組についての情報を投資家、消費者、従業員などに提供するため、インターネットによる情報発信、環境報告書の作成と公表、環境会計の導入を行うところが増えています。

国においては、各種の環境情報を収集し、報告書や広報誌の発行、ホームページやメーリングリスト、メールマガジンなどのインターネット、新聞やテレビなどのマスコミを通じて提供しています。また、情報のデータベース化や検索機能の充実、地理情報システム（GIS）の活用や情報の所在を横断的に検索・把握する情報源情報の検索システムの整備なども進めています。さらに、地球環境パートナーシップなどの拠点を通じて来館者などへの情報提供や地方説明会やタウンミーティングを通じて、担当者の顔が見える形での情報提供も積極的に進めています。

しかし出される情報は、難解であったり、情報量が多すぎるために、国民や民間団体や子どもが理解できない場合があるという課題があります。

また、情報が出されるタイミングや範囲も取組を進める上で適切なものでなければなりません。

### **（３）国際的な動きの現状と課題**

#### **国連持続可能な開発のための教育の10年などの国際的な動き**

国連で 2005 年（平成 17 年）から始まる 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とすることが決議されたことを受けて、国内外で準備が進められています。2003 年（平成 15 年）7 月には、ユネスコにおいて「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の国際実施計画案のフレームワークが示されました。国内では、外務省、文部科学省、環境省を始めとする関係省によって構成される連絡会議が設置され政府内での検討が始まっています。また、国内の関係する民間団体が集まり「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議が発足し、各地でミーティングを開催し、持続可能な開発のための教育を地域において実現していくためのネットワーク作りを始めています。

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」は今後、その内容が定まってきます。我が国内で適切に取り組むこととともに、我が国の経験を生かし、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信していく必要があります。

また、情報の公開・提供、市民の意志決定への参画などについて、リオ宣言に「各個人は・・・公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして意志決定過程に参加する機会を有さなくてはならない。」と規定されています。これを受け、例えば国連欧州経済委員会では、環境に関する情報へのアクセス権、環境問題の意思決定における市民参画、及び環境問題に関する司法へのアクセス権の 3 つの権利について条約（オーフス条約）を 1998 年 6 月に採択し、2001 年 10 月から発効しています。この条約は既に 27 カ国が批准しており、欧米諸国ではこの条約の要請に沿った国内法制度が整えられつつあります。また、ヨハネスブルクサミットでは、NPO や企業といった非政府機関の参画が重要視され、いわゆるタイプ 2 文書が高く位置づけられるにいたりました。こうした流れは我が国で民間セクターが公益の担い手として認知されてきたことと符合しており、国際的な動きを見ながら取組を進めていく必要があります。

## 環境保全活動、環境教育についての国際協力

一方、我が国では、開発途上地域における環境保全活動、環境教育、環境保全の意欲の増進に対して官民で多様な協力を行っています。

2003 年（平成 15 年）8 月に改訂された政府開発援助大綱（ODA 大綱）では、地球的規模の問題である環境問題に対する援助や援助を行う際の環境と開発の両立が重要視され、森林保全や公害対策等の分野で、無償又は有償による資金協力を積極的に行っています。また、この大綱では、「我が国の経験と知見の活用」を基本方針の一つとしており、専門家の派遣、研修員の受入、機材の供与など日本の公害経験や優れた環境対策技術などの知見を活用した協力も積極的に行っています。

この他、日本、中国、韓国の環境大臣会合で優先取組分野の一つとして合意された「環境共同体意識の向上」の実現のために、日中韓 3 カ国の環境行政を担う行政官が参加する合同環境研修が実施され、情報や認識の共通化を図っているほか、市民レベルでは「日中韓環境教育ネットワーク」が構築され、環境

教育シンポジウム等が共同で実施されています。

今後、ヨハネスブルクサミットで我が国が発信したように、持続可能な社会作りには人材の育成がまず必要となります。

また、特に開発途上地域においては、経済や社会のあり方と環境問題への取組は密接不可分であることから、持続可能な社会作りとの観点から協力の内容、手法を検討していくことが必要です。

地方公共団体においても、姉妹都市関係などにより直接海外の地方公共団体に協力を行ったり、国際協力機構（JICA）が実施するODA事業に参加する形で協力しています。

我が国の事業者の中にも、開発途上地域で国際環境協力を行っている事業者があります。環境保全対策のための技術支援や情報提供を行っており、資金提供を行っている事業者、人材育成支援を行っている事業者も見受けられます。さらに、植林等、自身の事業展開には直接関係のない環境貢献活動を行っている事業者もあります。

我が国でも多くの民間団体が開発途上地域において政府レベルから草の根レベルまで植林などの環境保全プロジェクト、人材育成や環境教育、セミナーなどの普及啓発といった様々な環境協力に取り組んでいます。このような民間団体の取組に対して、独立行政法人環境保全再生機構の地球環境基金、外務省のNGO事業補助金や無償資金協力、日本郵政公社の寄付金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄付金や国際ボランティア貯金の寄付金の配当などによって支援が行われています。

国際的な環境協力の効果を上げていくためには、援助先の多様なニーズをいかに把握し、きめ細かく対応を行っていくかが課題となっています。このため、迅速にきめ細かな対応を地域に密着した形で行えるNGO等の民間団体への支援や連携は、今後、ますます必要となります。